

第 2 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（報告案件）

令和 6 年 2 月 2 日提出

案件担当等 部 課	保健福祉部健康づくり課
案件名称	第 2 期みうら保健計画の策定について
部門経営 会議で 審議した日	令和 6 年 2 月 2 日
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>報告事項</p> <p>第 2 期みうら保健計画を別紙のとおり策定することについて、生活支援政策経営会議において審議し、決定した。</p> <p>現状と課題は、下記のとおりである。</p> <p>本計画の策定に当たっては、保健福祉部内技術職ワーキンググループによる協議、三浦市医師会および鎌倉保健福祉事務所三崎センターへの意見聴取を経た後、パブリックコメントを実施し、意見募集を行った。</p> <p>なお、本計画は令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会に報告する予定である。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）第 8 条第 2 項において『市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。』旨規定されている。</p> <p>このことをうけ平成 30 年 4 月に「みうら保健計画（第 1 期）」を策定し、子どもは故郷である三浦の街・人を好きになって、すくすく成長してほしい、大人は元気に歳を重ね、高齢になっても活躍してほしいという思いを込め、施策の推進を図ってきた。第 1 期計画が令和 5 年度に期間満了（「健康日本 21（第二次）」の期間 1 年延長に合わせ、第 1 期計画も 5 か年計画を 1 年延長）となるため、第 1 期計画の検証と評価を行い、さらなる健康の増進を課題とし、第 2 期みうら保健計画を策定した。</p>	

総合計画及び予算との関係

総合計画 大綱 3 住み心地のよい都市をめざして
目標 5 安全で安心な生活環境づくり
施策 1 市民の「健康力」の増進支援

備考 説明員 江原健康づくり課長
一瀬健康づくり課健康支援GL